

入間市成年後見制度利用促進基本計画

令和8年3月

入間市

目次

1	策定の背景及び目的	2
2	基本計画の位置付け	3
3	計画の期間	4
4	入間市における成年後見制度の現状と課題	5
5	計画の体系	7
6	評価	12
7	用語解説	13

1 策定の背景及び目的

成年後見制度(*)は、認知症、知的障がいや精神障がいなどによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための制度として、平成12年に施行されました。その後、認知症高齢者や精神障がい者は増加しており、成年後見制度の必要性が高まっているにもかかわらず、十分に利用されていないという状況が明らかになったことから、総合的・計画的に利用促進の施策を進める枠組みとして、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。現在進行中の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など成年後見制度の利用を促進する取組を実施することとされています。

本市ではこれまで、地域福祉計画に成年後見制度の利用促進を含む権利擁護の推進を位置付け、成年後見センターを中心として成年後見制度の周知啓発や利用支援、相談体制の整備などに取り組んできたところですが、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画を策定するものです。

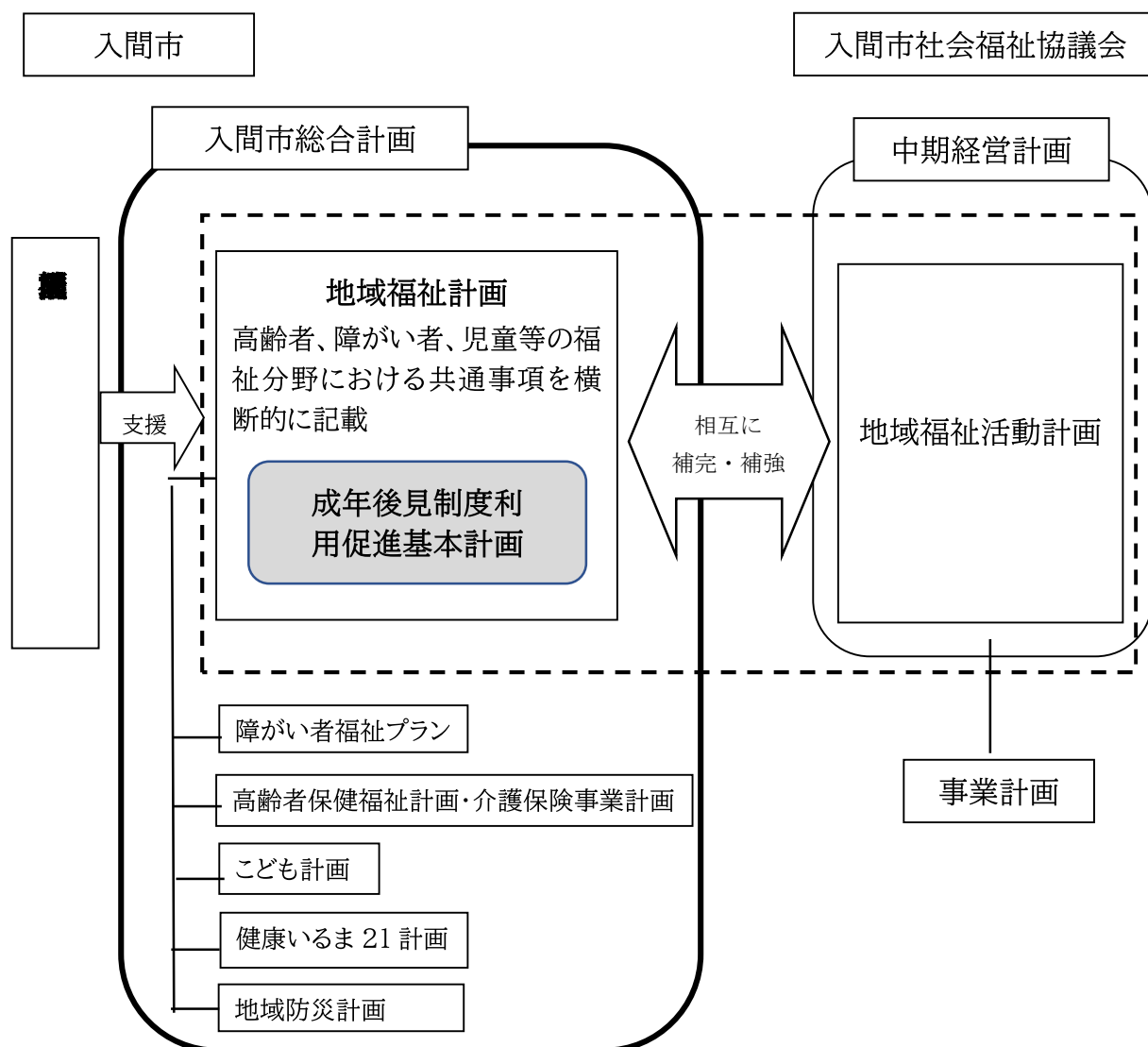
語尾に(*)がついている用語は、「7 用語解説 (13 ページ)」に解説があります。

2 基本計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度の利用促進施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものです。



福祉施策の上位計画である「第4次入間市地域福祉計画（計画期間：令和6年度～令和10年度）が掲げる基本理念「みとめあい 支え合い とともに生きるまちづくり」に基づき、特に同計画の「権利擁護支援の理解促進と利用支援」及び「権利擁護ネットワークの推進」について、より具体的な事項を定めたものであり、同計画に包含される計画となります。

国の基本計画を勘案するとともに、第6次入間市総合計画その他市の関連計画との整合を図り、取り組んでまいります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、第4次入間市地域福祉計画に合わせ、令和8年度から令和10年度までとしますが、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間が令和4年度から令和8年度までの5年間となっていることから、国等の動向を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域福祉計画					見直し
					
本計画					見直し
					

4 入間市における成年後見制度の現状と課題

入間市では、成年後見センター業務を入間市社会福祉協議会への委託により実施し、相談支援、研修講座の実施など成年後見制度の周知啓発及び利用促進に取り組んでいます。

成年後見センターへの相談件数は増加傾向にあるものの、認知症と思われる高齢者の人数を踏まえると、潜在的なニーズがあると考えられることから、制度の周知や支援が必要な方を早期に発見し、支援につなげる取組を更に進めていく必要があります。

利用者支援については、申立人不在の場合の市長による申立てや、その場合の申立費用及び後見人等報酬の助成、入間市社会福祉協議会への委託による法人後見事業、市民後見人の養成を行っています。利用者の増加が見込まれる中、限られた財源の中で利用者支援の更なる充実のため、市としての支援の在り方を検討し、制度の整備を進めていく必要があります。

また、自分の望んだ地域で生活が続けることができるよう地域全体で支援していくための環境づくり、本人や支援者を関係機関や地域住民がフォローしていく体制づくりを進めていく必要があります。

本市の認知症と思われる人数（令和5年（2023年）10月1日現在）

高齢者数（A）	認知症と思われる人数（B）※	高齢者に対する割合（B）／（A）
44,343人	6,094人	13.7%

※認定審査会資料における日常生活自立度Ⅱ以上の数値
（入間市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画より）

療育手帳所持者数（令和7年3月31日現在）

最重度（㊿）	重度（A）	中度（B）	軽度（C）	合計
200件	229件	376件	404件	1,209人

精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和7年3月31日現在）

1級	2級	3級	合計
147人	1,166人	669人	1,982人

成年後見センターにおける相談受付件数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
42件	32件	49件	63件	54件	62件

入間市社会福祉協議会における法人後見受任件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
9件	3件	1件	5件	3件	5件

市長申立て件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者支援課	17件	14件	18件	25件	12件	23件
障害者支援課	5件	0件	1件	2件	1件	5件

5 計画の体系

元気ないるま福祉プランの基本理念「みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり」、基本目標「誰ひとり取り残さない地域づくり」を踏まえ、成年後見制度利用促進基本計画を次のように定めます。



入間市成年後見制度利用促進基本計画

基本方針 一人ひとりの権利が守られ、意思が尊重される環境づくり

施策の方向性

成年後見制度の啓発を図るとともに、成年後見制度を安心して利用できる環境づくりを推進するため、以下の施策に取り組みます。

施策1 権利擁護支援の理解促進と利用支援

- 重点事業1 成年後見制度の利用支援
- 重点事業2 福祉サービス利用援助事業の利用促進
- 重点事業3 権利擁護に関する理解促進

施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進

- 重点事業1 権利擁護支援の地域連携ネットワークに関する協議体制の整備
- 重点事業2 法人後見事業の充実
- 重点事業3 権利擁護人材の育成

施策1 権利擁護支援の理解促進と利用支援

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれています。また、日常生活での判断などに不安を抱える方へのサポート、障がい者の「親亡き後」の対応といった判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性がますます高まっています。成年後見センターに寄せられる相談の数は増加傾向にあるものの、認知症と思われる高齢者の数と比較して著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが必要です。

重点事業1 成年後見制度の利用支援

市民が成年後見制度を正しく理解できるよう、わかりやすい資料の提供に努めるとともに、様々な媒体を活用した情報提供を推進します。

また、経済的な理由が成年後見制度の利用の妨げにならないよう申立人不在の場合の市長による申立て、申立費用及び後見人等報酬の助成制度の在り方を検討します。

【主な取組】

取組	内容	担当課
成年後見制度に関する相談支援の充実	成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し支援につなげるため、相談支援の充実に努めます。	福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課
成年後見制度に関する周知・啓発	成年後見制度を正しく理解できるように情報の提供や研修講座を実施します。	福祉総務課
申立費用及び後見人等報酬の助成制度の在り方の検討	利用支援拡大のため、申立費用及び後見人等報酬の助成制度の在り方について検討します。	福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課

重点事業2 福祉サービス利用援助事業の利用促進

成年後見制度の利用に至る前の段階において、物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方が安心した生活を送れるよう、定期的に訪問して福

祉サービスの利用や日常生活に必要な金銭の出し入れに関する援助を行う「あんしんサポートねっと」の利用を促進します。

【主な取組】

取組	内容	実施機関
日常生活自立支援事業の利用促進	日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」の利用を促進することにより本人の意思を尊重しながら暮らしを支援します。	社会福祉協議会

重点事業3 権利擁護に関する理解促進

日常生活での判断などに不安を抱える方が、自分の望んだ地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、地域における権利擁護に関する理解を促進します。

【主な取組】

取組	内容	担当課
権利擁護に関する啓発	権利擁護に関する講演会、講座などにより、地域での権利擁護に関する意識啓発を図ります。	福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課 介護保険課
人生会議と終活ノート（入間市版エンディングノート）の活用推進	元気なうちから将来に備えて考えるきっかけづくりに努めます。	高齢者支援課

【評価指標】

指標名	単位	現況値 (令和6年度)	目標値
成年後見センターにおける相談受付件数	件	62	100

施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進

高齢者の増加に伴い、成年後見制度などの権利擁護支援を必要とする人の増加が見込まれます。その中には、自ら支援を求めることが難しい方もいます。さらに、抱える悩みや課題が多岐にわたる場合もあります。

地域住民がこうした方々の存在に気づき、早い段階で支援につなげるとともに、支援につないだ後は本人や支援者を関係機関や地域住民がフォローしていくために、さまざまな関係機関と地域の連携が必要です。

重点事業1 権利擁護支援の地域連携ネットワークに関する協議体制の整備

地域内で関係者が連携し、支援を必要としている方を適切な制度につなげ、一人ひとりにふさわしい支援が行えるよう権利擁護支援の地域連携ネットワーク(*)の整備に努めます。

【主な取組】

取組	内容	担当課
「チーム(*)」による支援体制の整備	日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み（「チーム」による支援体制）づくりに取り組みます。	福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課
権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会(*)の設置	「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会を設置します。	福祉総務課
権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充	「チーム」に対して必要な支援を行える関係機関が増えるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークの更なる拡充を目指します。	福祉総務課

重点事業2 法人後見事業の充実

日常生活での判断などに不安を抱える方が、自分の望んだ地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、中核機関(*)の機能の充実を図ります。

【主な取組】

取組	内容	担当課
権利擁護のための支援の進行管理機能の充実	権利擁護のための支援方針の検討、成年後見人等候補者の推薦、モニタリングなど支援の流れに即した支援の充実に努めます。	福祉総務課

重点事業3 権利擁護人材の育成

地域における権利擁護支援の体制を充実させるため、市民後見人を育成するとともに市民後見人の活動の支援に努めます。

【主な取組】

取組	内容	担当課
市民後見人（法人後見支援員）(*)の養成	意思決定支援や身上保護(*)など多様な選択に向けた担い手の育成に努めます。	福祉総務課
市民後見人（法人後見支援員）への支援	市民後見人(法人後見支援員)からの相談対応、市民後見人に対するフォローアップ研修の実施など市民後見人（法人後見支援員）の活動を支援します。	福祉総務課

【評価指標】

指標名	単位	現況値 (令和6年度)	目標値
協議会の設置	—	なし	設置

6 評価

計画に基づく事業の進捗状況、今後の方向性について確認し、総合的に検討及び評価する機関として入間市地域福祉計画進行管理委員会を位置付け、毎年計画の進捗状況を評価します。



7 用語解説

◆ 協議会

「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携・協力体制を構築する会議体のこと。

◆ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ・体制のこと。

◆ 市民後見人（法人後見支援員）

市民後見人は、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。被後見人等が生活している地域や環境等を良く理解している人がその役割を担うことができ、住民の目線で判断し、きめ細かな対応が期待されている。

法人後見支援員は、社会福祉協議会などの法人が実施する成年後見業務において、法人の指揮命令のもとで被後見人等を支援する市民のこと。

◆ 身上保護

被後見人の生活や療養看護に関する職務をいう。例えば、被後見人の住居の確保及び生活環境の整備、施設の入退所の契約、入院の手続などを行う。

◆ 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等によって物ごとを判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度
判断能力があるうちに公証役場での契約で決めるしくみ「任意後見制度」と判断能力が十分でなくなってから家庭裁判所の審判を経て後見人等を選任するしくみ「法定後見制度」がある。

◆ チーム

成年後見人等だけでなく、本人に関わる親族、福祉等の関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみ・体制のこと。

◆ 中核機関

成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の核となり、当該ネットワークのコーディネートを担う機関のこと。